明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、アイコクアルファ株式会社、株式会社青山製作所、曙工業株式会社、旭精機工業株式会社、熱田起業株式会社、株式会社石川精工、株式会社磯村製作所、伊藤鉄工株式会社、株式会社エアリス・エンタープライズ、株式会社エアロ、尾張精機株式会社、株式会社カマタ製作所、木下精密工業株式会社、株式会社銀星、株式会社グローバル・アシスト、株式会社小池製作所、株式会社弘和鉄工所、株式会社小坂鉄工所、株式会社近藤機械製作所、株式会社最新レーザ技術研究センター、株式会社三光製作所、三洋機工株式会社、株式会社真功社、シンフォニアテクノロジー株式会社、株式会社杉浦機械、株式会社関山、株式会社高木化学研究所、高木工業株式会社、高砂電気工業株式会社、高須工業株式会社、玉川工業株式会社、株式会社タマリ工業、株式会社ＴＥＫＮＩＡ、株式会社テックササキ、東南精機株式会社、東陽工業株式会社、東洋航空電子株式会社、東レハイブリッドコード株式会社、トーカロ株式会社、中村鉄工株式会社、株式会社西村製作所、ピーピージー・ジャパン株式会社、株式会社フジワラ、株式会社放電精密加工研究所、株式会社松江鉄工所、マツダ化工株式会社、株式会社松原製作所、株式会社瑞木製作所、株式会社名光精機、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、ＡＰＣエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社佐々木製作所、株式会社信立、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、槌屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古路鉄工所、ナブテスコ株式会社、株式会社ナベヤ精機、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、株式会社和興、ＮＴＮ株式会社、キカワエンタープライズ株式会社、大起産業株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、扶桑工機株式会社、三重樹脂株式会社、有限会社愛光電子、アイビーテクノクリエイション株式会社、株式会社赤羽製作所、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、株式会社エヌ・イー、有限会社大島電子、株式会社乾光精機製作所、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社しなの工業、株式会社タカモリ、多摩川航空電装機器株式会社、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエイション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテップ株式会社、株式会社ティーエー・システム、有限会社野中製作所、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、有限会社矢崎製作所、有限会社ユーズテック、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、富士工業株式会社、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、中日信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、国立大学法人名古屋大学及び中部国際空港株式会社

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第六十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　大阪府及び泉佐野市

二　地域活性化総合特別区域の名称　国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三百三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　益田地区広域市町村圏事務組合

二　地域活性化総合特別区域の名称　「森里海連環　高津川流域ふるさと構想」特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業、地域活性化総合特区支援貸付事業及び特定農業者による特定酒類の製造事業

○国家公安委員会告示第五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十二日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

第一号の表十号の項中「

宇佐市から大分県速見郡日出町まで

」を「

福岡県京都郡みやこ町から同県築上郡築上町まで
宇佐市から大分県速見郡日出町まで

」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年十二月十三日から施行する。

○消費者庁告示第五号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条の七の規定に基づき、一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣが許可試験を行う事業所の所在地について、平成二十六年十二月一日をもって変更する旨の届出があったので、同法第二十六条の十八の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十二日

消費者庁長官　板東久美子

事業所の名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更の日
一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ　本部	三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号	三重県四日市市赤堀新町九番五号	平成二十六年十二月一日

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）